

令和2年度 第5回頸城区地域協議会次第

日時：令和2年8月26日（水）
午後6時30分～
場所：頸城コミュニティプラザ
2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議 事 項

(1) 公の施設の再配置について

当日配布資料No. 1

(2) 上越市明治野球場の在り方について

当日配布資料No. 2

(3) ユートピアくびき希望館浴室の在り方について

当日配布資料No. 3

(4) 地域活動支援事業の採択方針について

資料No. 1

(5) 地域活動支援事業の内容の変更について

資料No. 2

4 そ の 他

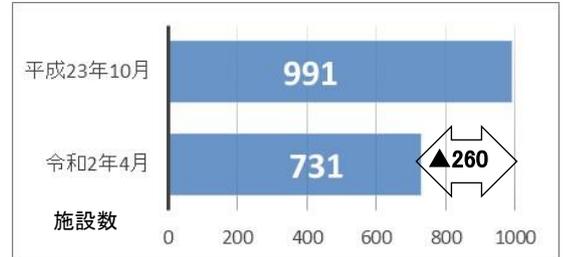
5 閉 会

「公の施設の再配置計画」の取組について

1 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

(1) これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和2年4月1日現在、731施設となっています。



(2) 現状と課題

現 状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(R2.4.1現在の人口：190,042人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。

(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課 題

- 人口の減少

- 施設機能の重複する配置

- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

- 施設機能の適正な維持

*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

2 公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

(1) 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

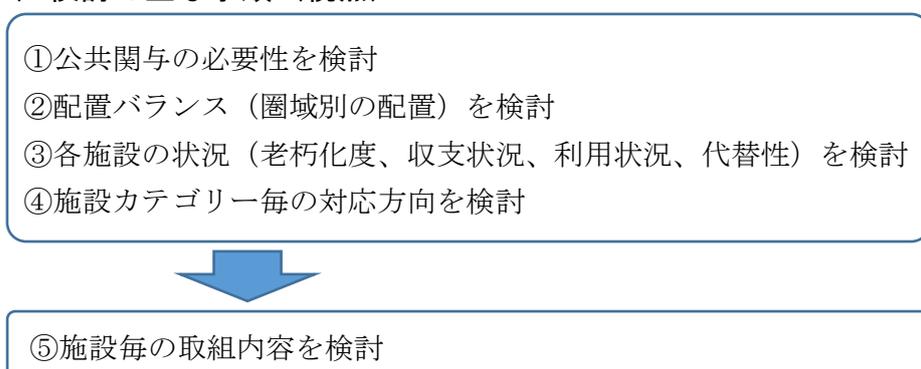
(2) 計画期間

- 令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

(3) 公の施設の再配置における取組方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

(4) 検討の主な手順（視点）



3 スケジュールについて

時 期	内 容
H31. 3～	○ 全 28 区の地域協議会に第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
R1. 10～11	○ 全 28 区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1. 12～R2. 3	○ 地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 4～	○ 関係者との協議（協議未了の施設）【施設所管課】
R2. 7～9	○ 地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す。 【行政改革推進課・施設所管課】 ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 11	○ 再配置計画（案）の作成【行政改革推進課】
R2. 11～R3. 2	○ 所管事務調査（総務常任委員会）【行政改革推進課】 ○ パブリックコメントの実施（計画案の公表）【行政改革推進課】
R3. 3	○ 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表【行政改革推進課】
〈参考〉 【計画策定後】 R3. 4～R13. 3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

当日配布資料No.2
令和2年8月26日
スポーツ推進課

上越市明治野球場の概要

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市頸城明治野球場
- (2) 位置：上越市頸城区手島 274 番地
- (3) 敷地面積：7,125 m²（一部借地）
- (4) 構造：バックネット（1基）、防球ネット（一式）、
管理棟（1棟）※更衣室、トイレ、器具庫
- (5) 設置年月日：昭和56年10月（築38年）
- (6) 管理形態：直営
- (7) 利用料金：占用使用料（1時間につき）240円

2 利用状況（平成27年度～令和元年度）

区分	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	765人	325人	60人	66人	144人
利用件数	41件	16件	7件	8件	12件

※定期的に利用する団体なし

※頸城区内の利用団体なし

3 収支状況

(収入)

単位：千円

項目	H30	R1	備考
使用料	4	6	

(支出)

報酬等	36	35	鍵管理、草刈り
消耗品・燃料費	11	13	
水道料金	57	64	
土地借上料	1,259	1,259	地権者17人
合計	1,363	1,371	

差引（収入－支出）	▲1,359	▲1,365	
-----------	--------	--------	--

4 現状と課題

- ・ 昭和56年に旧明治小学校跡地に建設された野球場であるが、平成3年に「くびき球場」が建設されて以降、徐々に利用が減少し、現在では年間10回程度の利用と著しく少ない。（同敷地内のテニスコートは平成25年に廃止済）
- ・ 当該敷地の多くが借地であり、毎年1,258,584円を支出している。
- ・ 人口減少や少子高齢化の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加は想定できない。

当日配布資料No.3
令和2年8月26日
社会教育課

ユートピアくびき希望館浴室の在り方について

1 利用者数の推移

年度	開館日数(日)	利用者数(人)	使用料(円)	利用券(円)	シニアパス(円)	合計(円)	開館時間
R元	307	2,252	252,800	220,800	342,200	815,800	午前9時から午後5時まで
H30	307	2,590	315,780	235,200	412,400	963,380	午前9時から午後5時まで
H29	306	1,703	244,020	124,800	253,800	622,620	午前9時から午後5時まで
H28	303	1,705	238,740	154,800	236,800	630,340	午前9時から午後5時まで
H27	304	1,952	257,860	227,200	179,600	664,660	午前9時から午後5時まで

※令和元年度 時間帯別 利用者数

	午前	午後	計
	9:00~12:00	12:00~17:00	9:00~17:00
	1,038人	1,214人	2,252人
1時間当たり利用者数	1.1人	0.8人	0.92人

2 浴室運営経費 (R元年度決算ベース)

区分	金額(円)
人件費	1,985,550
消耗品費	210,595
燃料費	800,000
電気使用料	400,000
水道使用料	230,000
下水道使用料	270,000
設備等保守委託料	612,700
合計	4,508,845

3 今後の修繕費の見込み

区分	金額(円)
バーナー修繕	500,000
熱交換器交換	1,100,000
合計	1,600,000

※1人当たりの経費 4,508,845円 ÷ 2,252人 = 2,002円

4 現状

- 平成22年度まで、夜間も営業をしていたが、同時間帯の利用者が少ないため、平成23年度から現在の時間帯営業としている(9時から17時)。
- 平成30年度から浴室の利用者が増加しているのは、同年度に近隣の「くるみ家族園」が改修により4か月間休館したことによるものと考えられる。
- 浴室利用者は1日当たり5~10人で主に70~80代。約7割が頸城区内の方である。
- 常連客は10人程度(内訳:毎日利用1人、週3回1人、週1回8人)である。

5 課題

- 令和元年度の収入は815千円、支出は4,508千円、3,693千円の赤字である。
- 設備は平成3年の開館から29年が経過しているがこの間、浴室設備の更新や主要設備のボイラー等の大きな改修は実施していない。
- ボイラーは耐用年数の15年を超過しており、バーナー修繕や熱交換器の交換が必要であるほか、ボイラー本体の更新も検討しなければならない状況にある。(約7,000千円)
- 今後、人口の減少、利用者の高齢化や近隣温浴施設との競合などで利用者数の大幅な増加が見込まれない。

地域活動支援事業の採択方針について(意見の取りまとめ)

1 ユニフォーム(剣道の防具なども)、LED、備品などを補助対象外にする、もしくは補助割合を決めるなどルール化してはどうか。

ア 現状のままでいい	3人	イ 見直しをするべき	9人
<p>具体的な見直し方法</p> <p>ユニフォーム(剣道の防具なども)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム等は提案内容を吟味し判断する。採用の場合は、50%を限度とする。基本的に個人使用が特定されるものは対象外とする。 ・個人的にはユニフォーム・道具は個人持ちが原則だと思うが、各種活動を通じて子供たちが健全に成長できる様に支援も必要かな、とも思う。上限 30%程度の補助とし、今までの提案説明は団体の指導者、先生が多かったが、出費は保護者に関わるものなので保護者が提案、説明された方が良いのではないかと思う。又活動報告会も単年度ではなく複数年継続していただければ皆さんに活動内容がより理解していただけるのではないのでしょうか。 ・子供たちのスポーツ活動に対しては 1/2 補助(上限 5,000 円/1 人)、子供たち以外は補助は禁止。 ・すべてを協議会に依存する事の甘えは本人にも親にも良くないと思う。ことをなす自覚を身につけてほしい。不満はちまたに散乱しております。見知らぬ方の来訪でなんとかしてほしいと……。新しい若い方の力が欲しいですね。 ・子供達のユニフォーム等も時代の流れとして見直すべき、全額補助にするか一部補助にするかは話し合い……。いずれにしても、未来の子供達が頸城にとって「宝」であり、将来、子供達が頸城を担う者だから応援してやる。 ・ユニフォームなど利用者が限られるものは一切補助の対象外。 ・個人での管理に相応すると思われるユニフォームや団体備品などは一律に 50%助成に統一してはどうか。 			

LED、備品など

- ・防犯灯・外灯等の整備や LED 化事業等の社会資本に関連するものは補助対象としない。
- ・LED 照明は市の補助が継続するのであれば現行で良いと考えます。備品も同様と考えます。
- ・LED も上越市の補助と財団の補助を組み合わせれば全額補助となる事を申請のあった町内に教えてやる事にしたらどうか。
- ・LED、備品などは市の補助等が有るため対象外にする。
- ・LED など事情の如何に問わず適応外。
- ・物品の購入、施設等の整備・修繕に関しては、活動に関して大いに有効であると判断される場合を除き採択しない。
- ・物品購入の提案の場合は、50%補助とする。

参考意見(ア 現状のままでいいを選んだ理由)

- ・事業に対しての背景、それについての目的、そのための手法の順で、中身がしっかりした事業であれば、その事業を実施するために必要なものに制限も設けず、的確な判断をするほうが良いと思う。

まとめ

ユニフォーム(剣道の防具なども)

- ・補助率 0%(補助対象外)、30%、50%と意見がある。

LED、備品など

- ・LED(防犯灯)は対象外
- ・物品購入の提案は 50%補助
- ・物品購入等は活動に関して有効な場合以外採択しない
- ・LED(防犯灯)、備品など市の補助がある場合は対象外

- ・現状のまま

2 継続して提案、採択されている事業について、1年置きにするなど制限を設けてはどうか。

ア 現状のままでいい	5人	イ 見直しをするべき	7人
<p>具体的な見直し方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続事業に関しては、過去の実績評価を重視し、確実な進捗成果が見られる事を前提とする。又、同一団体による同様の事業提案は、減額を都度考慮する。 ・補助は何にせよ大変ありがたい事には間違いないが、何処も「自立」の形が見えないのが残念な事である。「補助依存症」から抜け出せない実態がある。今後の検討課題か？ ・同一団体による同一提案は二回までの継続は認める。 ・同一団体の満額補助は3年をめどに考えるのが良いかと思います。その後提案があれば50%程度の減額をめどに、最長で3年程度を補助し団体の継続、自立を後押しできればいいのではないか。※実績はあるがイベント収入や寄付金等の活動資金が見込めない団体は別途協議が必要ではないでしょうか ・同一団体が同じ事業を継続する場合、3年連続までとし1年間は休みを入れさせる。※休みを入れることで各事業で費用の捻出を考えていただく。 ・継続して活動してきた団体は、それなりに元気も出てきたし組織もしっかりしているので1年休んで他の活動団体にゆずるとか、何らかのしばりを検討する。 ・意見のかわし方を深くするべきだと思う。第4回地域協議会の意見は、とても良い考えだと思います。 <p>参考意見(ア 現状のままでいいを選んだ理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を継続するのに必要なものとして考えていただきたい。 			
<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満額補助は3年、その後50%減額 ・3年継続したら1年休み(採択しない) ・現状のまま 			

3 共通審査の採点において、不採択の基準は、傾斜配分前の点数合計を 10 点以下から引き上げてはどうか。

ア 現状のままでいい	9 人	イ 見直しをするべき	3 人
<p>具体的な見直し方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜配分前の 10 点～12 点という点数は、不採択の判断をされた方が多いのではないかと推察します。基準を 12 点に引き上げ残額が生じた場合 10 点～12 点での不採択案件を再度、精査するのも一案かと思えます。※提案件数の多い、少ないで 12 点は微妙な点数でもあるような気がするが。 ・ 不採択の基準 11 点以下に引き上げる。12 点以上が合格の採択。 <p>参考意見(ア 現状のままでいいを選んだ理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計が 10 点以下は現状通りで良いと思う。ただ配点基準が 5 点で良いかどうか。3 点でもよいと思う。 ・ 「14～11 点の間に大きな開き」と云うのは今回偶々かも知れないし、そうでないかもしれない。次回も同様と云うのは考えづらい。正直、そこら辺か、さらにもう少しいい点数をあげられる案件が他に出てくることを期待していた一人である。逆に言えば、それにより、もう少し不採用になり得る案件があり得たとの認識である。(競争の原理)・・・結果的に 12 点或いはそれ以上の点数がボーダーラインとなる。 ← この方が望ましい。 <p>私見ではあるが、今回、多少の委員の入れ替えがあった為に、従来であれば採用されなかったものでも思いの他いい点数？を得たものがあるのではないかと考えている。かなりの年月のなかで委員間にお互いのコンセンサスがあったものが、新人さん等には滲透しなかった事によることも一因なのか？</p> <p>お陰で過去、追加募集が毎年続いた経緯があるが、今回、幸か不幸か上記により追加募集は免れた。</p> <p>余談ではあるが、追加募集の場合、1 次で不採用となったものよりもレベルの低い？間に合わせの提案が出てきていた印象がある。採点者の方も、語弊のある言い方になるが、執着心が(集中力?)うすれてくる。審査が甘くなる。</p> <p>「10 点を 12 点にする」と云うのは額面通りに受け止めれば、上記によらず、不採用案件が拡大すると云うことか？</p> <p>さらに追加募集の可能性が増大する傾向は如何なものか？・・・ 極力避けたい。</p> <p>10 点で採点すると云うことは、正に 10 点の評価をしたことであり、それ以上でもそれ以下でもない。評価基準を見直す他の要素があれば別だが。</p>			

まとめ

- ・現状のまま

4 このほか、採択方針で見直したら良いと思うことがあったら具体的に記入してください。

具体的な見直し内容

- ・受付は総合事務所で行っているが、この段階での受付審査基準を厳しくするルールを設けると同時に委員の何人かで事前審査を行う。
- ・青少年育成事業には、別枠で補助をしても良いのではないかと。
- ・補助金が限られた者にのみに使用される申請は、基本的に却下が至極当然。ましてや少額であろうと参加賞や景品、飲食などに市税が使われることに憤りを感じる。

5 そのほかの意見等

- ・プレゼンテーション時には、「提案説明に対する意見などは慎み、質問のみとする。」と明記されており、又、当日も議長から冒頭、その旨の要請があったにも拘わらず、未だ「意見・説教」から始められる方がおられるのは不可思議である。提案者の考え方、提案理由等を最大限に引き出すことに注力すべき時間である。
- ・前回、事務局より作成いただいた参考2の資料「小中学生の提案に対する採択～」に関して、参照させていただいたが、必ずしも「ユニフォーム」に拘わった案件だけではなく、多くの様々な提案がなされていると認識した。
是非、活動そのものの素晴らしさをアピールした事業提案を期待したい。
- ・大きな流れは現状の通りで良いと思います。重要なのは、プレゼン後の全員協議会での意見交換だと思います。あとは、他区の傾向はあくまでその区においての特徴がありますので、当区は当区としての地域性が活かされる提案なのか、しっかりした判断が必要かと思っています。

- 長い間の役員の一存で決議され、役員外から不満を聞かされています。二期以上の役員は必要ないと思います。若い目と考えで立ち向かってほしいと思います。
- 具体案はないが今回の協議だけで採択方針が全て改善できるとは思えない。今後も採択に関しては全員協議会で、新採択基準をもとに議論を交わしていく事が大切だと思います。

補助事業の変更について

1 補助事業の変更に関する規定

補助事業者は、補助事業の内容を変更し、あるいは中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（上越市補助金交付規則第6条）

- ・ 変更に関する手続きは、「令和2年度 地域活動支援事業に関する Q&A」のとおり
- ・ 変更が生じる場合は、総合事務所に相談をいただくルール（補助事業者には交付決定を通知する際に説明済み）

2 補助事業の変更に対する地域協議会の関り

地域協議会には、事業終了後の実績報告書により事後確認をいただいている。

3 会長からの課題提起

地域協議会は採択審査を担っていることから、変更申請が提出された段階で、その内容を知っておく必要があるのではないかな。

特に今年度は、コロナ禍のため、変更を余儀なくされる事業が多くあるのではないかな。

4 対応案

補助事業者からの変更申請については、直近の地域協議会に報告、協議することを、地域活動支援事業執行時の頸城区のルールとして定める。

詳細手順は、別紙のとおり。

地域活動支援事業における新型コロナウイルス感染症の影響により
事業が中止または変更となった場合の取り扱いについて(案)

(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、地域活動支援事業において当初計画していた事業の実施が厳しくなっている団体があることから、事業が中止または変更となった場合の地域協議会等での取り扱いについて確認する。

(取り扱い)

- ① 事業の準備をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が困難となった場合
 - ・中止となった時点までに要した経費は補助の対象。事故報告書を総合事務所に直ちに提出(Q4-1)
 - ・直近の地域協議会に報告

- ② 提案した事業の内容や事業費を変更して実施する場合
 - ・事業を変更して実施したい場合は、必ず総合事務所に相談
 - ・事業費の 30%を超える増減(全体事業費に変更がない場合であっても、提案内容の予算項目内において 30%を超える増減も含む)は、変更承認申請書を総合事務所に直ちに提出(Q4-6)
 - ・事業費の 30%を超える増減がある、もしくは事業内容が採択された時点と大幅に変更され、事業の目的達成等に影響があると考えられる場合は、地域協議会で協議

(事業実施団体への通知)

上記、取り扱いを事業実施団体に通知し適切な対応を促す。

「令和2年度 地域活動支援事業に関する Q & A」から抜粋

Q4-1 天災等の不可抗力により事業が中止となった場合には補助金はどうなりますか。

A 災害など中止の原因が提案者の責任でないことが明らかな場合、中止となった時点までに要した経費は補助の対象とすることが可能です。

具体的な手順としては、事故報告書を総合事務所又はまちづくりセンターに直ちにご提出いただくことが必要になりますので、中止の判断を行う見込みのある場合は、事前にご相談ください。

また、中止により事業内容を変更せざるを得なくなったときは、別途変更承認申請をしていただくこととなります。(Q4-6も参照してください)

Q4-6 年度途中での事業計画の変更は認められますか。

A 原則として、経費の配分や事業の内容を変更する場合(軽微なものを除く)には、事業計画変更承認申請書をご提出いただくこととなります。

変更の理由により変更の可否を判断することとなりますので、経費の配分や事業の内容に変更が生じる見込みがある場合は、軽微なものでも、まずは事前に総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

○ 変更手続(変更承認申請書)が必要な範囲の判断基準は下記のとおりです。

	変更手続が必要な場合	補足説明
1	事業費の変更 … 補助対象事業の総事業費の概ね 30%を超える増減を行う場合 ^{※1}	事業が複数に分かれている場合は、その小事業ごとの経費の増減が概ね 30%を超えた場合にも変更承認申請書の提出が必要。
2	事業の内容の変更 … 事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合	事業費に変動がない場合にあっても、変更 ^{※2} によって事業の目的達成・効果等に影響を及ぼす場合などは変更承認申請書の提出が必要。
3	補助金の交付時期等の変更を希望する場合	概算払いを希望して提出した収支計画書の内容を変更する場合、変更承認申請書の提出が必要。また、途中で概算払いを希望する場合も同様。

4	補助対象事業を中止、又は廃止する場合	
5	完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合	概ね1か月以上を過ぎる場合は、変更承認申請書の提出が必要。

※1 変更手続きが必要な場合は、あくまで目安です。30%以下であっても経費項目間の事業費の移し替え、追加等がある場合は申請が必要になることがあります。事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

※2 変更とは、経費項目（備品購入費、工事請負費、消耗品費等）間で事業費をやりとりすることです。